

○移送費とは

病気やけがにより入院治療が必要なとき、または転院せざるを得ないときで、歩行することが著しく困難な場合に医師の指示で一時的・緊急的に医療機関に移送された費用は健康保険組合が認めたときに給付されます。

○支給要件

次のいづれにも該当すると健康保険組合が認めた場合に支給されます。

- 1 移送目的である療養が、医師の指示である保険診療として適切であること。
- 2 患者が移送の原因となった疾病または負傷により、移動することが著しく困難であったこと
- 3 緊急その他やむを得なかったこと。

具体的事例

- 負傷した患者が災害現場から医療機関に緊急に移送された場合。
- 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療施設では必要な医療が不可能であるかまたは著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄の医療機関に移送された場合。
- 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院した場合。

<注意>

- ① 普通の通院でタクシーなどを利用した場合は、支給対象とはなりません。
- ② 治療効果のある病院への緊急やむを得ない転院であれば移送費の対象となりますが、病院の都合や個人的な事情(転院先が自宅に近いから等)や温情的な事由での転院は支給対象とはなりません。

○支給対象費用

- 1 自動車、電車などを利用したときの運賃
- 2 医師等付添人については、医学的管理が必要と医師が判断した場合に限り、原則1人までの交通費

支給額は、最も経済的な通常の経路および方法により、移送された費用を基準に算定した額です。(実際に支払った額が算定額を超える部分は自己負担になります。)

なお、付添人の医学的管理について被保険者が費用を支払った場合は、移送費とは別に療養費として申請することができます。

○移送費の申請方法 (☆原則、事前申請になります。)

※ 申請及び届出する前に必ず健康保険組合へ問い合わせをしてください。(TEL048-229-2353業務課) お話を伺ったあと、申請(届出)が必要なときは、下記の要領で手続きしてください。

事前	1 承認を得る。 移送費の支給を受けるには、事前に健康保険組合の承認を受けてください。 書類名 移送承認申請書・移送届 (※申請書に「医師の意見書」が必要です。)
	2 承認後、健康保険組合より「移送承認書」が送付される。
	3 移送費の申請をする。 承認された場合は、移送後速やかに支給申請をしてください。 書類名 移送費支給申請書 添付書類 移送に要した費用の領収書(原本)

事後	※ やむを得なかった場合は、移送後速やかに組合へ問い合わせをし、必要なときは移送届を届出してください。
	1 届出する。 書類名 ① 移送承認申請書・移送届 (※申請書に「医師の意見書」が必要です。) ② 移送費支給申請書 添付書類 移送に要した費用の領収書(原本)
	2 承認後、健康保険組合より「移送承認書」が送付される。